

鹿児島県ため池監視システム設置工事 観測機器等企画提案 実施要領

1 趣旨

この要領は、「鹿児島県ため池監視システム設置工事」において設置する観測機器等を、企画提案(以下「本提案」)により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 設置工事の概要

(1) 工事の名称

鹿児島県ため池監視システム設置工事

(2) 工事の目的

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法が施行され、決壊により下流域へ被害を及ぼす可能性のある防災重点農業用ため池の防災工事等を計画的に推進している。

本工事は、昨今、激甚化・頻発化する豪雨等に対応するため、防災重点農業用ため池に対する監視・管理体制の強化を図ることを目的に、監視カメラ及び水位計を設置する。

(3) 工事の内容

「鹿児島県ため池監視システム設置工事 特別仕様書」のとおり

(4) 予定工期

令和7年12月26日～令和8年3月31日

(5) 予算額

10,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 企画提案への参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 鹿児島県から指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 地方公共団体にため池監視システムを導入した実績がある者であること。

4 スケジュール

- | | |
|----------------|-----------------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和7年11月5日（水曜日） |
| (2) 質問受付期限 | 令和7年11月14日（金曜日）午後5時まで |
| (3) 質問回答 | 令和7年11月21日（金曜日） |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和7年11月28日（金曜日）午後5時まで |
| (5) 審査 | 令和7年12月3日（水曜日） |

5 企画提案の手続き

(1) 質問の受付及び回答

① 質問方法

本提案に関する質問がある場合は、質問書（様式第1号）により電子メールで提

出すること。

② 質問受付期限

令和7年11月14日（金曜日）午後5時まで（必着）

③ 質問への回答

令和7年11月21日（金曜日）までに鹿児島県ホームページにおいて公表する。

(2) 企画提案書等の提出

① 提出書類

- ・ 企画提案参加申請書（様式第2号）
- ・ 参加資格確認書（様式第3号）
- ・ 企画提案書（様式第4号）
- ・ システム導入に係る実績調書（様式第5号）
- ・ 見積書及び見積書内訳書（任意様式）

なお、見積書内訳書には、設置費、維持管理費（通信費等）、維持管理費（保守点検費等）をそれぞれ分けて計上すること。

- ・ その他必要資料

② 提出方法

郵送又は電子メール

③ 提出期限

令和7年11月28日（金曜日）午後5時まで（必着）

④ 提出部数（郵送の場合）

1部（用紙のサイズはA4版とする）

⑤ その他

見積書の有効期限は、令和8年3月31日とする。

6 審査

(1) 審査日時

令和7年12月3日（水曜日）（予定）

(2) 審査

- ① 審査は、別表「企画提案書審査基準」に従い提出された企画提案書の審査を行う。
- ② 審査の結果は、決定後速やかに提案者に通知する。なお、審査結果の内容に対する異議申立ては受け付けない。

7 その他留意事項

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 企画提案書等の作成及び提出に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- (3) 企画提案書に記述した設置費用等と見積書の金額は、整合を図ること。

8 担当部署（提出先及び問合せ先）

鹿児島県農政部農地保全課（農地防災係 担当 吉田、堀ノ内）

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

電 話：099-286-3281

e-mail：fdbousai@pref.kagoshima.lg.jp